

令和4年5月18日

学生、教職員各位

国立大学法人上越教育大学長
(危機管理対策本部 本部長)
林 泰 成

「上越教育大学における新型コロナウイルス感染者発生時の対応について」
の改定について（通知）

この度、別紙のとおり、「上越教育大学における新型コロナウイルス感染者発生時の対応について」を改定しましたので通知します。

なお、改定内容は下記のとおりです。

記

- 1 「1 学生・教職員の感染が確認された場合」及び「2 学生・教職員が濃厚接触者となった場合」における担当課長からの指示内容等の見直し
- 2 「3 学生・教職員の同居者が濃厚接触者となった場合」は、学生・教職員に自宅待機を求めない。

本件担当：総務課総務チーム（法規担当）

電話：025-521-3212

メール：houki@juen.ac.jp

上越教育大学における新型コロナウイルス感染者発生時の対応について

〔 令和3年5月31日
危機管理対策本部会議決定 〕
改定 令和4年1月31日
改定 令和4年4月19日
改定 令和4年5月18日

本学において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合の感染拡大防止のための対応は、次のとおりとする。

1 学生・教職員の感染が確認された場合

(1) 危機管理対策本部長（学長）等への報告

総務課長は、執行部、保健管理センター所長、学生委員会委員長及び関係課長等に感染者発生を報告する。

学生支援課長は、当該学生に「登校停止」を指示するとともに、当該学生の行動歴を確認する。また、同時に、指導教員への報告及び各授業担当教員への欠席連絡を行うよう指示する。

特命課長（人事・労務担当）は、当該教職員に「就業禁止」を指示するとともに、当該教職員の行動歴を確認する。また、同時に、所属長への報告を行うよう指示する。

(2) 初動対応

危機管理対策本部長（学長）は、濃厚接触者の特定や行動履歴の確認等のため、原則として速やかに学生・教職員の学内への入構を禁止するとともに、学内外を問わず、大学の機能維持のために必要な最小限の業務を除く活動・業務を停止し、学生・教職員は自宅待機とする。

危機管理対策本部から、ポータルサイトにより感染者発生と当面の入構禁止について通知する。なお、入構禁止の日数は原則として感染者が確認された日及びその翌日の2日間とする。

(3) 保健所への相談

総務課長が窓口となり、上越保健所に感染拡大防止対策及び臨時休業の必要性を含む本学の対応について相談する。

(4) 濃厚接触者の確認

濃厚接触者を把握するため、学生にあつては学生支援課長、教職員にあつては特命課長（人事・労務担当）が当該感染者の入力する「濃厚接触者報告フォーム」により「新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者リスト」を作成する。

(5) 感染拡大防止対策の決定

危機管理対策本部会議を開催し、感染者の発生を報告するとともに、保健所の見解や保健管理センター所長の助言等を踏まえ、以下の感染拡大防止対策を含む本学の対応について決定する。

- ① 大学の臨時休業と施設利用制限の実施
- ② オンライン授業と在宅勤務の実施
- ③ 学生の課外活動、研究活動及び出張・旅行等の制限
- ④ その他感染拡大防止対策

(6) 学生・教職員への通知

危機管理対策本部から、ポータルサイトにより危機管理対策本部会議で決定した本学の対応について通知する。

(7) 消毒作業

保健所の指示・指導のもと、消毒作業を行う。

(8) 文部科学省等への報告と公表等

- ① 感染者が確認された日に、文部科学省に感染者発生を報告する。
- ② 新潟県(上越保健所)からの情報提供に基づき、公式ホームページにより感染者の発生を公表する。
- ③ 施設利用制限を実施する場合は、公式ホームページにより、地域住民に周知する。

2 学生・教職員が濃厚接触者となった場合

(1) 危機管理対策本部長(学長)等への報告

総務課長は、執行部、保健管理センター所長、学生委員会委員長及び関係課長等に濃厚接触者の発生を報告する。

(2) 濃厚接触者の自宅待機と経過報告を指示

学生支援課長は、当該学生に対して、感染者と接触した日から7日間の「自宅待機(自宅学習)」及び7日間の健康観察とその報告を指示するとともに、当該学生の行動歴を確認する。また、同時に、指導教員への報告及び各授業担当教員への欠席連絡を行うよう指示する。

特命課長(人事・労務担当)は、当該教職員に「自宅待機(特別休暇又は在宅勤務)」及び7日間の健康観察とその報告を指示するとともに、当該教職員の行動歴を確認する。また、同時に、所属長への報告を行うよう指示する。

(3) 業務の支援体制の整備

濃厚接触者が教職員の場合は、所属長は当該教職員が担当していた業務等の支援体制を速やかに整備する。

(4) 自宅待機の解除

7日間の健康観察の結果、体調に問題がなければ、自宅待機を解除する。

ただし、4日目及び5日目に抗原検査キットを用いた検査(注)で陰性を確認した場合は、5日目から自宅待機の解除を可能とする。

(注) 検査には、必ず薬事承認された体外診断用医薬品の抗原定性検査キット(鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いるもの)を使用すること。検査費用は自費とする。

(5) 濃厚接触者が感染した場合

濃厚接触者が医療機関を受診し、新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、上記1により対応する。

3 学生・教職員の同居者が濃厚接触者となった場合

(1) 大学への報告の指示

学生支援課長は、当該学生に同居者が濃厚接触者となった旨の報告を指示する。

特命課長(人事・労務担当)は、当該職員に同居者が濃厚接触者となった旨の報告を指示する。

(2) 同居する濃厚接触者が新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は、上記2により対応する。

4 学内に入出入りした学外者に感染が確認された場合

(1) 学内で濃厚接触した者を把握する。

(2) 濃厚接触者がいた場合は、上記2により対応する。

(3) 感染者の行動履歴等に基づき、必要に応じて消毒作業を行う。

5 その他

学生の修学及び教職員の職務上の取扱いの詳細については、別に定める。